

(平成 25 年 4 月 1 日施行)

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例【主な改正点】

市は、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下、「基本条例」）の施行後 10 年目となる平成 24 年度に、これまでの運用実績等を踏まえて基本条例の一部改正を行いました。

市民参加・市民協働の推進は、市政運営の大きな柱の一つであり、新たに策定した「狛江市後期基本計画」でも、そのことが明記されています。

基本条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）の主な改正点は以下のとおりです。

1. 満 20 歳未満の青少年及び子どもの市民参加の権利として、市は青少年及び子どもがより積極的に市民参加できるよう配慮する旨の規定を追加しました。(第 4 条関係)
2. 市民参加が必要な行政活動で、市がやむを得ないと判断し市民参加の手続きを行わない場合に、その概要と理由を公表することとしました。(第 5 条関係)
3. 市が市民参加の手続きを行う必要がないと判断した行政活動であっても、市民が必要であると判断した場合に市民参加の手続きを提案できるよう、規定を拡大しました。(第 6 条関係)
4. 市民参加の手続きを行った際に、市が市民から提出された意見を受け入れないとした場合、その理由を公表することとしました。(第 7 条関係)
5. 市が審議会等で市民委員を公募する場合に、その全部又は一部の公募方法として、住民基本台帳から無作為に抽出した市民に通知する方式など、様々に工夫し選考することとしました。(第 9 条関係)
6. 市がパブリックコメントを行う場合の意見の提出期間を、2 週間以上から 30 日以上に拡大しました。なお、やむを得ない場合はその理由を公表し 3 週間とすることができます。(第 15 条関係)
7. 公聴会を実施した場合、公聴会の議長から提出された報告書の公表を、市に義務付けます。(第 19 条関係)
8. 基本条例中の「その他の市民参加の手続き」に、『ワークショップ』という言葉を追加しました。

9. 市が市民公益活動団体の活動推進のために予算の範囲内で行う財政的支援を、努力規定から義務規定としました。(第 24 条関係)